

年 月 日

野田市法定外公共物占用許可(不許可)通知書

様

野田市長

㊟

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の占用について、下記のとおり許可(不許可)としたので通知します。

記

占 用 の 目 的					
占 用 の 場 所	野田市		対象 物件	道路・水路	
	番地先				
占 用 物 件	名 称	規 模		数 量	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	占用物件 の 構 造			
工 事 期 間			工事実施 の 方 法		
復 旧 方 法					
占 用 料	円 (年度分)		左記の占用料を、市長の発行する納入通知書により、許可の日から1箇月以内に納付すること		
許 可 条 件	1 法定外公共物を損傷したときは、直ちに市長に通知し、復旧方法の指示を受け、原状に回復すること 2 その他()				
不 許 可 の 場 合 の 理 由					

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。